

第 12 期京都府地球温暖化防止活動推進員募集要領

地球温暖化防止のための取組について府民の理解と行動を促すため、市町村、環境団体、地域団体等と協働しながら、ボランティアとして地域においてきめ細かな普及啓発や助言等の活動を担う「京都府地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）」を募集します。

1 募集の方針

- (1) 地域における温暖化防止活動を一層推進し、安定的・継続的な活動推進のために、府内全市町村に推進員を配置することを目指します。
- (2) 脱炭素で持続可能な社会の実現に向け、脱炭素地域づくりの実践に寄与できる推進員の増員を目指します。

2 地球温暖化防止活動推進員の任期・役割等

地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条を根拠とし、京都府地球温暖化防止活動推進員設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき京都府知事が委嘱します。

(1) 任期（第 12 期推進員）

委嘱日から 2027 年 3 月 31 日まで（約 2 年間）

(2) 役割

要綱第 6 条に定める次の活動を行っていただきます。

- ① 自らが日常生活において地球温暖化対策を実践すること。
- ② 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について府民の理解を深めるため、普及啓発等を行うこと。
- ③ 府民の求めに応じて、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制のための措置についての調査、指導、助言等を行うこと。
- ④ 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う府民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- ⑤ 温室効果ガスの排出の抑制等のために国、府、市町村及び京都府地球温暖化防止活動推進センターが行う施策に必要な協力をすること。
- ⑥ 府が行う研修への参加等により、推進員としての資質向上に努めること。

(3) 義務

要綱第 12 条に基づき、毎年度の活動実績を知事に報告していただきます。

(4) 個人情報の取扱について

応募の際にいただいた個人情報は、推進員名簿の作成のほか、活動支援に必要とする範囲内で、府機関・市町村・京都府地球温暖化防止活動推進センターに提供し、利用いたします。利用にあたっては、京都府個人情報保護条例の規定に基づき厳正に取り扱います。

(5) その他

ボランティア保険に加入いただきます。（費用は京都府が負担）

3 応募資格

以下の要件をすべて満たす方

- ① 満 18 歳以上(2025 年 4 月 1 日現在)で、府内に在住、在勤又は在学の方
- ② 地球温暖化防止に関する活動に対して熱意と識見があり、上記 2 の(2)の役割を自主的に担うことができる方

4 応募期限

2025 年 2 月 28 日(金)まで 当日消印有効

5 応募方法・応募先

(1) 自薦による方法

別紙様式 1 の応募申請書に必要事項を記入の上、郵送、F A X 又は E メールで申し込み。

【申込先】京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

郵 送：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

F A X：075-414-4705

Eメール：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

(2) 他薦による方法

本人の同意を得て、別紙様式 2 により、市町村長又は京都府地球温暖化防止活動推進センター長から推進員候補者を推薦。

6 推進員の選考

推進員の選考は原則として書面審査により行います。

ただし、自薦による方若しくは他薦による方のうち、活動実績のない方や著しく少ない方などについては、要綱第 6 条に定める活動実践について確認するため面接を行う場合があります。

7 選考結果

選考結果については、2025 年 3 月に御本人及び推薦者に通知いたします。

8 問合せ先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

(〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)

T E L：075-414-4654 / F A X：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp